

令和3年度和歌山県サービス管理責任者等更新研修実施要領

1. 目的

障害者総合支援法及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(以下、「サービス管理責任者等」とする。)の養成を図ることを目的とする。

2. 研修日程及び場所

グループ	日 程	場 所
更新1	令和4年2月8日(火)	和歌山県立情報交流センタービッグ U (田辺市新庄町3353-9)
	令和4年2月9日(水)	
更新2	令和4年2月15日(火)	和歌山県立情報交流センタービッグ U (田辺市新庄町3353-9)
	令和4年2月16日(水)	
更新3	令和4年2月21日(月)	勤労福祉会館プラザホープ (和歌山市北出島1-5-47)
	令和4年2月22日(火)	

※ いずれか1グループ分受講(詳細は別紙プログラムのとおり)。

会場規模の関係上、受講生のグループの振り分けは事務局で行います。

3. 定員

(1)定員

220人(全日程合計)

(2)定員を超過した申込があった場合には、以下の順位で選考します。

- ①平成28年度までにサービス管理責任者等研修を修了した者で、現在サービス管理責任者等として従事している者
- ②平成28年度までにサービス管理責任者等研修を修了した者で、現在サービス管理責任者等として従事していない者(相談支援専門員、管理者等も含む)
- ③平成29年度以降にサービス管理責任者等研修を修了した者で、現在サービス管理責任者等として従事している者
- ④その他

※ 複数年度(分野)修了している者については、初回の年度のものを基準とします。

※ 上記順序によっても決定し難い場合、先着順により選考を行います。

※ 受講者増加が見込まれるため、和歌山県内の事業所等からのみ受け付けます。

(個人申込を含む)

4. 研修対象者

旧サービス管理責任者等研修（平成30年度以前に実施されたサービス管理責任者等研修）を修了した者 ※2回目以降の更新研修受講については現在受付けていません。

注意事項

更新研修の受講にあたっては、一定の要件（※1）が設定されています。平成30年度までにサービス管理責任者等研修を修了した者については、経過措置期間（令和5年度末まで）の受講において※1の要件は不問になりますが、2回目以降の受講においては※1の要件を満たす必要があります。

※1 更新研修の受講要件は2パターン。①サービス管理責任者等実践研修を修了後、現にサービス管理責任者等、管理者、相談支援専門員として従事している者又は、②更新研修の受講開始日前5年の間に2年以上のサービス管理責任者等、管理者、相談支援専門員としての実務経験がある者

5. 受講申込書の提出

所属する法人（団体）を通じてウェブ申し込み後に、必要書類を郵送して下さい。

ウェブ申し込みについては、社会福祉法人和歌山県福祉事業団のホームページ（<https://www.wfj.or.jp/>）にある申込フォームよりお申し込みください。

○ウェブ申し込みの手順

[トップページ] → [研修案内] → [令和3年度和歌山県サービス管理責任者等更新研修] → [申込フォーム] から必要事項を入力してください。

入力が完了しましたら、【ウェブ申し込み完了確認書】を印刷し、押印後に郵送して下さい。

※ ウェブ申込完了後に申込確認メールが届きます。そちらのメールからも【ウェブ申し込み完了確認書】を印刷することが可能です。

※ インターネットセキュリティの関係で自動メールが届かない場合があります。その際にはお手数ですが社会福祉法人和歌山県福祉事業団までご連絡ください。

※ インターネット環境が無く、ウェブ申し込みができない方については、申込書を送付しますので社会福祉法人和歌山県福祉事業団までご連絡ください。



こちらからも申し込み可能

○郵送するもの（令和3年12月24日消印有効）

- ・ ウェブ申し込み完了確認書（プリントアウトし、法人印を押印したもの）
- ・ サービス管理責任者等研修修了証書の写し

※ 複数年度（分野）修了している場合は、初回の年度のものを提出願います。

（写しの提出がない場合は、研修要件を満たさないものとして取扱います。）

【申込書送付先(問い合わせ先)】

社会福祉法人和歌山県福祉事業団 本部

〒649-2102 西牟婁郡上富田町岩田2456-1

電話 0739-47-6640

メール sabikankenshu@wfj.or.jp

【申込受付期間】(消印有効、データは必着)

令和3年11月29日(月)～令和3年12月24日(金)

注)申込受付期間を厳守してください。

提出書類不備の場合は受けませんので、不備のないよう十分ご確認のうえ提出してください。

6. 受講者の決定及び通知

受講の可否については、申込者全員に通知します。

※ 受講可否の通知書は、所属法人宛に1月中旬頃の郵送を予定しています。

7. 修了証書

- ・ 全日程を修了した者に対し、氏名及び生年月日、研修区分を記載した修了証書を交付します。修了証書には住民票上の氏名を記載します。都合により、別の氏名を使用している場合は、連絡をお願いします。
- ・ 原則、遅刻・欠席・早退がある場合、また、指定課題等の提出がない場合は修了証書を交付しません。
- ・ 著しく受講態度が悪く、修了について講師の同意を得られない方(私語、居眠り等)についても修了証書を交付しません。

8. 経費等

研修参加費については、受講者1人につき5,000円を負担していただきます。(受付時に徴収します。)

なお、研修参加に伴う旅費及び宿泊費については、受講者(所属する法人等を含む。)が負担してください。

9. 事前課題について

本研修では、事前課題の提出が必須になります。課題内容については、1月中旬頃に社会福祉法人和歌山県福祉事業団のホームページに掲載しますので、必ず作成の上、研修当日に指定部数を持参ください。

10. 受講に当たっての注意事項

受講生の中からも演習のファシリテーターを選出する予定となっていますので、事前打合せ等ご協力をお願いします。

11. その他

- ・平成31年4月1日より制度の改正があり、研修カリキュラムが変更しております。そのため、本研修は、サービス管理責任者等に従事するための要件の一部を満たすものとなっております。サービス管理責任者等と従事するには、配置のための実務要件を満たす必要があります。サービス管理責任者等としての配置のための実務経験については、厚生労働省告示第109号(平成31年3月29日)及び厚生労働省告示第110号(平成31年3月29日)を参照してください。
- ・研修当日は受講者各自体温計を持参の上、入室前に検温し、係の者に見せてください。37.5℃以上の発熱のある人は入室をお断りし、その日以降の受講は不可とします。また、会場ではマスクの着用をお願いします。
- ・会場の駐車スペースには限りがありますので、できるだけ乗り合わせてご来場ください。
- ・交通事情等を考慮し、余裕をもって会場に到着するようにしてください。
- ・研修当日、公共交通機関(電車等)で事故等が生じたことにより運行停止となる等の事情により、研修時刻までに会場に到着することが困難な場合には、直ちに社会福祉法人和歌山県福祉事業団までそのことを連絡してください。
なお、その際には必ず公共交通機関の事故等による事情であることが証明できる書類(公共交通機関が発行する遅延証明書等)の交付を受けてください。※この場合以外の遅刻は認められません。
- ・警報や注意報が発表されている場合でも、原則研修を実施します。
変更・中止につきましては、研修当日の午前7時以降に社会福祉法人和歌山県福祉事業団ホームページでご確認ください。
- ・警報や注意報が発表中に研修が行われる際は、個人の判断・責任により十分にご留意の上、研修会場までお越しく下さい。
- ・新型コロナウイルス感染症の発生状況により、日程を変更・中止する場合がありますので、その旨ご了承ください。

12. 個人情報の取扱い

お預かりした個人情報は本研修の開催目的にのみ利用し、県と社会福祉法人和歌山県福祉事業団が共有します。必要に応じて、個人情報を配慮した上で研修時における作成物や研修風景等を撮影する場合があります。